

# 三嶋大祭り

## 山車の運営・運行の手引書

三島市自治会連合会 山車委員会

## 目次

ページ

<b>第1章 総則</b>		
(目的)	第1条	4
(組織)	第2条	4
(当番町の組織)	第3条	4
(当番町の運営)	第4条	4
(山車統括部長の職務)	第5条	4
(据置山車の組織)	第6条	5
(据置山車の運営)	第7条	5
(据置山車運営代表者の職務)	第8条	5
(地域山車・子供山車の組織)	第9条	5
(地域山車・子供山車の運営)	第10条	5
(運営代表者の職務)	第11条	6
(つけ祭り山車の組織)	第12条	6
(つけ祭り山車の運営)	第13条	6
(つけ祭り山車運営代表者の職務)	第14条	6
<b>第2章 山車の運行</b>		
(山車運行基準)	第15条	6
(急勾配坂の山車運行基準)	第16条	7
(山車への乗車運行)	第17条	7
(山車運行記録)	第18条	8
(踏切の通過)	第19条	8
(交差点の通過)	第20条	9
(山車への乗降)	第21条	9
(山車の停車)	第22条	9
(山車の曳き方)	第23条	9
(電線係)	第24条	10
(山車上の子供シャギリ)	第25条	10
(特定場所でのシャギリ演奏)	第26条	10
(伴走車)	第27条	10
(熱中症対策)	第28条	10
(休憩場所の清掃)	第29条	10
(子供シャギリ大会)	第30条	10
<b>第3章 事故・罰則</b>		
(物損事故)	第31条	11

# 三島大祭り「山車の運営・運行の手引書」

R7.2.8作成

三島市自治会連合会 山車委員会

## 目次

ページ

(物損事故の報告)	第32条	11
(人身事故)	第33条	11
(人身事故の報告)	第34条	11
(山車規約の違反)	第35条	11
(罰則)	第36条	11
第4章 提出書類		
(様式)	第37条	12
(道路使用許可申請書)	第38条	12
(踏切通過許可申請書)	第39条	12
第5章 雜則		
(補則)	第40条	13

# 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 三嶋大祭りに参加する全ての山車の運営・運行の「事故防止」に必要な事項を定めるとともに、伝統文化の継承と地域のつながりを図り、安全な祭典に取り組むことを目的とする。

### (組織)

第2条 組織の適用範囲は、三嶋大祭り山車規約第2条により、次の各号のとおりとする。

- (1)曳き回し山車
- (2)据置山車
- (3)地域山車
- (4)子供山車
- (5)上記以外の各自治会等の山車及びやぐら(以下「つけ祭り山車」という。)

### (当番町の組織)

第3条 曳き回し山車(以下「当番町」という。)は、各自治会のもと規律を守り安全な運営及び運行を行うために、役割分担を明確にした組織を形成しなければならない。

- 2 当番町の組織形態は、実態に即したものとし、その職務及び行動は事前に自治会内に周知徹底するよう努めなければならない。
- 3 当番町としての運営遂行のため、他の自治会及び団体等に対し、当番町組織への加入(参加)依頼をすることができるものとする。

### (当番町の運営)

第4条 当番町は、歴史と伝統ある三嶋大祭りの中核をなす制度であり、三嶋大祭りを盛り上げる責任のもと、規律を守り安全な運営及び運行を行わなければならない。

- 2 当番町の運営にあたり、各当番町代表責任者である「山車統括部長」を設けなければならない。
- 3 山車の安全な運行のため、各当番町ごと「山車運行責任者」設けなければならない。

### (山車統括部長の職務)

第5条 山車統括部長は、当番町グループ全体を統括する。

- 2 山車統括部長は、三嶋大祭り実行委員会及び山車委員会が開催する事業・会議に出席しなければならない。
- 3 山車統括部長は、各当番町山車の安全な運営及び運行のための指揮を行うものとする。

# 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

## (据置山車の組織)

第6条 据置山車は、自治会をもって次の各号により行う。

(1)三嶋大社社頭:三島市東部南地区連合会、三島市東部北地区連合会、中央町自治会の輪番

(2)三島駅南口前:一番町自治会

(3)広小路駅前:三島市西部南地区連合会、三島市西部北地区連合会の輪番

(4)田町駅前:田町連合

2 据置山車の組織形態は、実態に即したものとし、規律を守り安全な運営及び運行を行うために、役割分担を明確にした組織を形成しなければならない。

## (据置山車の運営)

第7条 市内4ヶ所に配置された据置山車は、三嶋大祭りに参加し、歴史と伝統ある「シャギリ」を多くの人々に披露し、三嶋大祭りを盛り上げる。

2 据置山車の運営にあたり、各据置山車には「据置山車運営代表者」を設けなければならない。

3 山車の設置移動などの安全な運行のため、各据置山車には「山車運行責任者」設けなければならない。

4 三嶋大社社頭の据置山車は、各日「夜の競り合い」に当番町とともに参加し、シャギリを披露し三嶋大祭りを盛り上げる。

## (据置山車運営代表者の職務)

第8条 据置山車運営代表者は、据置山車全体を統括する。

2 据置山車運営代表者は、必要に応じて三嶋大祭り実行委員会及び山車委員会が開催する事業・会議に出席しなければならない。

## (地域山車・子供山車の組織)

第9条 三島市の地区自治会連合会をもって組織し、次の各号により行う。

(1)地域山車:三島市北上地区連合会、三島市錦田地区連合会、三島市中郷地区連合会

(2)子供山車:三島市錦田地区連合会、三島市中郷地区連合会

2 地域山車・子供山車の組織形態は、実態に即したものとし、規律を守り安全な運営及び運行を行うために、役割分担を明確にした組織を形成しなければならない。

## (地域山車・子供山車の運営)

第10条 それぞれの三島市地区連合会の責任のもと、地域の伝統と親睦を図り、三嶋大祭りを盛り上げる運営を行う。

2 運営にあたり、各三島市地区連合会にはそれぞれの「運営代表者」を設けなければならない。

## 三島大祭り「山車の運営・運行の手引書」

3 山車の安全な運行のため、各三島市地区連合会にはそれぞれの「山車運行責任者」設けなければならない。

### (運営代表者の職務)

第11条 運営代表者は、それぞれの地域山車・子供山車全体を統括する。

2 運営代表者は、必要に応じて三島大祭り実行委員会及び山車委員会が開催する事業・会議に出席しなければならない。

### (つけ祭り山車の組織)

第12条 各自治会等で組織する。

2 つけ祭り山車の組織形態は、実態に即したものとし、規律を守り安全な運営及び運行を行うために、役割分担を明確にした組織を形成しなければならない。

### (つけ祭り山車の運営)

第13条 それぞれの自治会の責任のもと、地域の伝統と親睦を図り、三島大祭りを盛り上げる運営を行う。

2 運営にあたり、各自治会には「つけ祭り運営代表者」を設けなければならない。

3 山車の設置移動などの安全な運行のため、各自治会には「山車運行責任者」設けなければならない。

4 つけ祭りの山車及びやぐらの設置場所は、当該自治会の地内とし、歩行者等の通行を妨げない設置位置とする。

### (つけ祭り運営代表者の職務)

第14条 つけ祭り運営代表者は、つけ祭り山車全体を統括する。

2 つけ祭り運営代表者は、必要に応じて三島大祭り実行委員会及び山車委員会が開催する事業・会議に出席しなければならない。

## 第2章 山車の運行

### (山車運行基準)

第15条 全ての山車の運行については、法令遵守のもと、次の各号の安全対策及び禁止事項を施し、これを行うものとする。

(1)山車の運行にあたっては、常に道路状況を把握し柔軟で適切な行動を行うとともに、常に安全に心がけた運行を行わなければならない。

(2)山車の運行での「山車運行責任者」は、山車を曳く者及び山車乗車者等が事件・事故等に合わないよう、万全な配慮と注意を行わなければならない。

(3)山車の運行中は、左側を通行し、歩行者の安全・安心の確保を最優先とする。

## 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

- (4)山車の運行コースは、一方通行の道路での「逆走」するコースとしない。
- (5)道路にある電柱・交通標識・看板等との接触を避けるよう最新の注意を払いながら運行を行う。
- (6)山車の運行中に関わる全ての者は、飲酒及び指定喫煙場所以外での喫煙の行為を禁止とする。
- (7)理由を問わず「暴力行為」は、厳禁とする。
- (8)山車運行のため、車両の進路を妨げる場合は、提灯や誘導棒を使用して「丁重」に協力をお願いする。
- (9)通行車両の交通渋滞を避けるため、道路前後で連絡を取り合い車両の交互通を行なう。
- (10)山車の運行中及び停車中において、8月15日正午「終戦記念日」のサイレンが鳴っている間は、シャギリ演奏は行わない。
- (11)雨天等により、山車の運行予定コースを変更した場合には、速やかに次の関係者に対し連絡を行う。

- ・山車委員会委員長
- ・通過を取りやめた自治会
- ・新たに通過する自治会
- ・伊豆箱根鉄道駿駿豆線運転管理所

### (急勾配坂の山車運行基準)

第16条 旧市内16箇所の急勾配坂での山車運行は、山車が坂道でいつでも止まれる運行と、次の各号の安全対策を施した運行を行わなければならない。

- (1)急勾配坂を含む山車運行では、「急勾配坂の位置及び勾配率」を事前に確認把握し、急勾配坂を避けた山車運行コースとすることが望ましい。
- (2)勾配率の高い(勾配率8%以上)坂には、電線係以外の者の「山車乗車は禁止」とし、安全対策の徹底を図ること。
- (3)降坂の勾配によっては、山車後部の「降り用ロープ」への必要人数が異なるため、事前に「降り用ロープ」の長さと配置必要人数の確認を必ず行い、降坂運行を行うこと。
- (4)降坂での山車運行では、山車後部の「降り用ロープ」に必要人数を必ず配置し運行すること。
- (5)「降り用ロープ」へは男性を配置し、特に足元はスニーカー、地下足袋着用の者とする。
- (6)詳細については、別紙「急勾配坂の山車運行マニュアル」を参照のこと。

### (山車への乗車運行)

第17条 三嶋大祭りでの山車への乗車運行は、次の各号のとおりとする。

- (1)三嶋大祭りの8月15日・16日・17日(以下「祭典期間」という。)以外において、山車上に人(電線係は除く)を乗せての乗車運行は、禁止とする。

## 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

- (2)当番町を除く全ての山車は、三嶋大祭り祭典期間中において、他の自治会及び町内会(以下「自治会」という。)地内に進入しての山車への乗車運行はできないものとする。
- (3)当番町を除く全ての山車は、三嶋大祭り祭典期間中において、三嶋大祭りを盛り上げることを目的に、当該自治会地内の範囲内で山車上でシャギリ演奏を行いながらの山車への乗車運行を行うことができるものとする。

### (山車運行記録)

第18条 山車の運行は、道路使用許可申請書添付の「山車運行スケジュール」により、安全な山車運行を行うものの、交通事情や諸般の事情により、山車運行時刻に差違が生じることがあるため、今後の山車運行のための資料として要所区間ごとの正確な通過時間を記録し、後日山車委員会に対し「山車運行記録一覧表」として提出する。

### (踏切の通過)

第19条 伊豆箱根鉄道㈱鉄道部運輸課よりの「三嶋大祭り山車の踏切通過に伴う注意事項」を遵守するとともに、踏切通過時危険と判断したときは迷わず『非常ボタン』を押し、その後次の緊急連絡先へ必ず連絡をする。

・緊急連絡先:駿豆線運転管理所	055-977-3870
・関係駅(三島駅)	055-975-0587
・関係駅(三島広小路駅)	055-975-3460

- 2 山車の踏切通過時は、伊豆箱根鉄道㈱の「三嶋大祭り山車の踏切通過に伴う注意事項」で、山車の地面からの最大高が4.5m以下と示されているため、山車上部の装飾物や櫓については、取り外し等の対策が必要となるため、事前に山車高さの把握をしておくことが重要である。
- 3 各山車には「踏切係」を設け、事前に山車が通過する踏切及び周辺に異常がないか、また、電車通過時刻表により踏切の電車通過時刻に差違がないかなどの確認を行う。
- 4 踏切係は、前項の確認事項を山車運行責任者に伝えるとともに、当該山車が踏切に到着するまでその場で待機する。
- 5 山車の踏切通過では、山車の「曳き綱」を短くし、上り電車(三島駅方面)が当該踏切を通過後に山車を踏切に真っすぐ進入させ、踏切を通過させる。  
ただし、田町駅より下り方面の踏切通過については、田町駅での電車交差のため、下り電車の通過を確認してから山車を通過させる。
- 6 踏切通過に際し、山車には「人が乗車しない」状態で山車を通過させる。  
ただし、交通事情等により山車上に「人が乗車する」場合には、大人のみとし山車上の全ての者が『必ずしゃがんだ姿勢』をとり、架線には絶対触れない安全な踏切通過を必ず行うこと。

## 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

### (交差点の通過)

第20条 山車の交差点の通過は、交通法規を遵守のもと、次の各号により行う。

- (1)信号機のある交差点の通過は、歩行者の安全を優先し、通行車両に注意し「曳き綱」を調整して、『青信号』1回で山車を通過させる。
- (2)信号機のない交差点の通過は、各組織の「交通担当係」が中心となって、歩行者の安全確保及び通行車両の誘導のもと「曳き綱」を調整して通過する。
- (3)交差点前で待機する山車の「曳き綱」は、短くしての停車とする。
- (4)交通指導員が配置されている交差点を通過する場合は、交通指導員の指示に従わなければならない。

### (山車への乗降)

第21条 山車への乗降は、緊急時を除きその場の判断で行わず、事前に決められた乗降場所で安全に時間をかけて行う。

- 2 乗降場所の選定は、山車の停車場所の広さも視野に入れ、場所周辺状況も考慮して事前に決めておく。
- 3 子ども達の乗降では、山車上に大人の補助者と地上に大人の補助者を配置し、子どもは1人づつ順番に、安全に乗降させなければならない。

### (山車の停車)

第22条 山車が停車した時は、直ちに曳き手の子ども達を歩道等の安全な場所に誘導しなければならない。

- 2 停車中の山車に対しては、前後の車輪に「車止め」を設置するとともに、山車を「カラーコーン」と「コーンバー」で囲み、通過車両及び歩行者等への安全対策を行わなければならない。

### (山車の曳き方)

第23条 山車の安全運行のため、山車を曳く者は、次の各号の事故防止事項を守らなければならない。

- (1)山車の運行中は、曳く者及び一般人が山車の車輪に巻き込まれないよう、常に注意を払わなければならない。
- (2)曳き綱は、山車の頭部から約10m程度の位置に『赤印』などを付け、この範囲内に人を配置してはならない。
- (3)交差点を曲がる運行では、曳き綱が内側に寄るため、子ども達が綱に振られないよう、曳き綱を外側に強く曳き安全な運行を行う。
- (4)車道の運行では、通行車両との接触防止のため、子ども達を2本の曳き綱の内側に配置をする。

## 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

(5)その他、安全な山車の曳き方での必要な事項を行う。

(電線係)

第24 山車の運行中は、山車上に大人の電線係を乗車させなければならない。

2 電線係は、電線支え棒の落下による事故防止のため、電線支え棒と手首とを「ひも等」で結ばなければならない。

(山車上の子供シャギリ)

第25条 山車の上で子供シャギリを行う場合は、子ども1人づつに「腰に安全ベルト」を着用させるとともに、摺鉢(スリガネ)と手首とを「ひも等」で結び摺鉢の落下防止対策を必ず行う。

(特定場所でのシャギリ演奏)

第26条 三嶋大祭り祭典期間において、当番町を除く全ての山車は、特定場所に終結しての山車上でのシャギリ演奏はできないものとする。

(伴走車)

第27条 山車の運行中は、山車の後部などに、伴走車を走行させることができる。

2 伴走車の種類は、「救護車・給与車」が一般的である。

3 伴走車は、交通法規を遵守のもと、交通規制中の区域への進入及び走行は、禁止である。

(熱中症対策)

第28条 三嶋大祭りの祭典期間は、「気温が高い・急に暑くなる」などの環境により熱中症が起こることが予想されるので、各組織は次の各号の熱中症対策を施した祭典運営を行わなければならない。

(1)祭典に参加する者は、帽子・日傘等を利用して、こまめな水分(塩分)補給を行う。

(2)山車の運行中では、絶えず「外気温度」に気を配り、運行に支障のない範囲で、適時木陰で休憩し、冷やしたタオル等を使って身体をふくなどの体温を下げる対策を行う。

(3)身体に異変を感じたら、迷わず「救護車」と連絡を取り合い応急処置を行う。

(4)異変が緊急を要すると判断した場合は、救急車の出動を要請する。

(5)その他熱中症対策に、必要な事項を行う。

(休憩場所の清掃)

第29条 山車運行時の休憩場所の利用後は、ゴミ等がないようきれいに清掃するとともに、忘れ物の確認を必ず行うこと。

(子供シャギリ大会)

第30条 三嶋大社社頭での子供シャギリ大会が開催されている時間帯は、子供シャギリ大会以外の全ての山車は、三嶋大社社頭に進入してはならない。

2 進入禁止範囲は、大社西交差点から大社前交番前の車道及び歩道である。

## 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

---

### 第3章 事故・罰則

#### (物損事故)

第31条 三島市自治会連合会に所属する全ての山車について、山車の移動及び山車運行中に起こした「電柱・交通標識・看板等」への物損事故への対応は、当該自治会が責任をもって修理・修復に当たらなければならない。

#### (物損事故の報告)

第32条 物損事故を起こした場合の報告は、事故の「経緯・状況・応急対応」などについて、直ちに次の各号により報告しなければならない。

(1)当番町山車は、山車統括部長を経由して山車委員長へ報告する。報告を受けた山車委員長は報告内容の重要度に鑑み、関係する者に報告するとともに、山車統括部長へ対応指示を行う。

(2)当番町山車以外の運営代表者は、山車委員長へ報告する。報告を受けた山車委員長は、報告内容の重要度に鑑み、関係する者に報告するとともに、運営代表者へ対応指示を行う。

#### (人身事故)

第33条 三島市自治会連合会に所属する全ての山車について、山車の移動及び山車の運行中に起こした「人身事故」は、救護活動を最優先するとともに事故現場周辺の十分な安全確保を行う。

2 救護活動で救急車が必要と判断した時は、速やかにその手配を行う。

3 人身事故を起こした当該自治会は、その後の対処を責任をもって行わなければならない。

#### (人身事故の報告)

第34条 人身事故を起こした場合の報告は、関係する行政機関及び第26条の各号の定めにより直ちに報告を行う。

#### (山車規約の違反)

第35条 三島市自治会連合会に所属する全ての自治会が「三嶋大祭り山車規約」に違反した場合は、第26条の各号の定めにより、直ちに報告を行う。

#### (罰則)

第36条 重大の事故及び重大な事件等を起こした自治会に対し、山車委員会は事情聴取を行った後、罰則を科すことができる。

2 罰則は、その内容により、山車委員会の「委員会議」で審議し決定する。

3 事故及び違反を起こした自治会は、罰則の決定内容に従わなければならない。

# 三嶋大祭り「山車の運営・運行の手引書」

## 第4章 提出書類

### (様式)

第37条 提出する各種様式は、別に定める統一様式とする。

#### (道路使用許可申請書)

第38条 道路を通行する全ての山車は、「道路使用許可申請書」を提出しなければならない。

2 三嶋大祭り実行委員会に対し、期日を守り次の各号の書類を指定の部数提出する。

- (1)道路使用許可申請書
- (2)添付資料の「山車運行スケジュール」
- (3)添付資料の「山車運行地図」
- (4)添付資料の「山車見取図・山車運行形態図」
- (5)添付資料の「山車乗車図」
- (6)添付資料の「山車交通係隊列図」
- (7)添付資料の「急勾配坂地図」
- (8)添付資料の「山車運行安全点検マニュアル」
- (9)添付資料の「三島駅南口バスロータリー進入関係書類」
- (10)添付資料の「申請書作成者連絡先」
- (11)添付資料の「道路使用許可受渡封筒用書類」

3 必要書類提出後、関係行政より「道路使用許可条件」が示されるので、その条件を守り山車の運営・運行を行うこと。

#### (踏切通過許可申請書)

第39条 踏切を通行する全ての山車は、「踏切通過許可申請書」を提出しなければならない。

2 三嶋大祭り実行委員会に対し、期日を守り次の各号の書類を指定の部数提出する。

- (1)踏切通過許可申請書
- (2)添付資料の「山車運行スケジュール」
- (3)添付資料の「山車運行地図」
- (4)添付資料の「山車見取図・山車運行形態図」
- (5)添付資料の「山車交通係隊列図」

3 必要書類提出後、関係行政より「道路使用許可条件」が示されるので、その条件を守り山車の運営・運行を行うこと。

## 三島大祭り「山車の運営・運行の手引書」

### 第5章 雜則 (補則)

第40条 本手引書第2条で定める組織に属する全ての自治会は、三島市自治会連合会「三島大祭り山車規約」及び三島大祭り「山車の運営・運行の手引書」を遵守しなければならない。